「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する御意見の募集（パブリック・コメント）について

令和８年 11 月

環境省　環境再生・資源循環局　廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制担当参事官室

今般、環境省では、リチウム蓄電池が廃棄物となったもの及びリチウム蓄電池を部品として使用する製品が廃棄物となったものに起因する火災が、廃棄物収集運搬車両や廃棄物処理施設において頻発していることを踏まえ、これらの収集、運搬、処分等の基準を設けること等のため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）の改正を行うことを検討しています。

つきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案について、国民の皆様から広く御意見を募集いたしますので、以下の意見募集要領に沿って御提出いただきますようお願いいたします。募集期間終了後、御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめた上で公表する予定です。

【意見募集要領】

１．意見募集対象

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案の概要

２．資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載
https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public

３．意見募集期間

令和８年 11 月４日（水）～令和８年 12 月３日（木）

４．意見提出先・提出方法

下記の方法で、日本語にて御意見を御提出ください。

下記以外の方法（電話等）による御意見の御提出には対応いたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

e-Gov（https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public）の「意見募集案件」の一覧から「「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する御意見の募集（パブリック・コメント）について」にアクセスいただき、「意見募集要領（提出先を含む）」を御確認の上、「意見入力へ」のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より御提出ください。

＜電子政府の総合窓口（e-Gov）を利用する場合の記入項目＞

〔１〕氏名（法人・団体の場合は、法人・団体名、意見提出者の氏名）

〔２〕連絡先（郵便番号、住所、連絡先電話番号、電子メールアドレス）

〔３〕御意見の概要

御意見が 100 字を超える場合は、御意見の概要（100 字以内）も併せて「提出意見」欄に御記入ください。

〔４〕御意見及び理由

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する御意見及びその理由を「提出意見」欄に御記入ください。

（注意事項）

・１つの意見フォームにつき１つの御意見を記載してください。

・御提出いただいた御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることをあらかじめ御了承ください。なお、氏名、住所、電話番号等個人情報については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用いたしません。

・皆様から御提出いただいた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承ください。

・以下に該当する場合など、いただいた御意見の内容によっては受付の対象外とさせていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。

- 御意見の内容が、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」と無関係な場合
- 御意見の中に、特定の個人・法人等が識別され得る情報がある場合
- 個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがある場合
- 個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当する場合
- 事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
- 記載された情報が虚偽であると判明した場合

以上